

	区分	質問	回答
1	対象サービス	サービス等の一部において、既に他の制度等を利用している場合は対象外ですか。	本制度の趣旨は、介護保険の被保険者ではない(40歳未満)、在宅で終末期を迎えるがん患者が、介護保険と同等のサービスを利用する際の費用の負担軽減を図るものです。このため、他制度を利用したサービス等については、本制度の対象外となります。また、他の公的制度を利用できる場合は他の制度を優先して利用してください。
2	助成額	申請者への補助額の端数はどのように扱いますか。	1円未満切り捨てになります。
3	助成額	意見書の作成に係る費用は助成対象になりますか。	対象となりません。
4	申請	申請はいつまでに行う必要がありますか。	京都市が申請書を受けた日と意見書に記載のある診断日のうちいずれか遅い日が本制度の助成対象の基準日となります。 京都市から決定の通知があるまでであっても、基準日以降にサービスを利用いただくことはできません。 ただし、利用承認されなかった場合はサービス利用者が全額負担いただくことになります。
5	申請	対象者本人以外の者が利用申請することは可能ですか。	本制度の対象者による申請が原則となりますが、法定代理人がいる場合は法定代理人による申請が可能です。 但し、その場合は代理人の本人確認書類も必要となります。(運転免許証、健康保険証(両面)、マイナンバーカード、住民票の写しなど)
6	申請	「京都市若年がん患者の在宅療養生活支援事業にかかる意見書(様式第2号)」はどの様にして作成するのか。	医師が作成するものとなります。入院等をされていた医療機関に御相談をお願いいたします。
7	請求	本人でない者が請求することは可能ですか。	補助金の請求は、利用申請時に申請者が委任した方(受任者)による請求が可能です。
8	請求	市への請求は、毎月しないといけないですか。複数月分をまとめて請求できますか。	複数月分をまとめてご請求いただけます。 【まとめてのご請求の場合の留意点】 ・サービス利用一覧(第8号様式(別紙))については月単位で作成いただく必要があります。
9	請求	請求に期限はありますか。	サービスの利用を開始した日の翌日から起算して1年を経過する日までに請求していただく必要があります。
10	その他	サービス提供事業者との契約はどの様にしたら良いですか。単価設定に決まりはありますか。	サービス提供に係る契約については、申請者自ら事業者に依頼をしていただくことになります。サービスの提供内容、回数や報酬単価についても、利用者と事業者との間で契約していただくことになります。